

● 許認可等を要する業種一覧表

業種	根拠法	有効期限
食品製造業	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間
食品販売業	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間
飲食店	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間
建設業	建設業法(3条)	5年
一般旅客自動車 運送事業	(乗合)	—
	(貸切)	道路運送法(4条)
	(乗用)	—
特定旅客自動車運送事業	道路運送法(43条)	—
自家用有償旅客運送事業	道路運送法(79条)	2年 (更新時2年または3年)
一般貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法(3条)	—
特定貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法(35条)	—
旅館業	旅館業法(3条)	—
古物営業	古物営業法(3条)	—
薬局	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4条)	6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・ 医薬部外品・化粧品製造販売業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12条)	5年または 6年 注2
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品 製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条)	5年または 6年 注2
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品 製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条の2の2)	5年
医療機器・体外診断用 医薬品製造販売業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)	5年
医療機器・体外診断用 医薬品製造業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3)	5年
再生医療等製品製造販売業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)	5年
再生医療等製品製造業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)	5年
医薬品販売業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)	6年
高度管理医療機器・ 特定保守管理医療機器販売業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
高度管理医療機器・ 特定保守管理医療機器賃貸業 注3		
医療機器修理業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)	5年
再生医療等製品販売業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)	6年
一般廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年

注1 平成29年4月1日時点で旧法に基づく許可を受けている者の最初の更新は、経過措置により、平成29年4月1日以降5年以内順次行われる
注2 薬局製造販売医薬品の製造販売または製造に係る許可の有効期限は6年

業種	根拠法	有効期限
産業廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年 (更新時5年または7年 注4)
特別管理産業廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年 (更新時5年または7年 注4)
有料職業紹介事業	職業安定法(30条)	3年 (更新時5年)
病院・診療所・助産所	医療法(7条)	—
宅地建物取引業	宅地建物取引業法(3条)	5年
酒類製造業	酒税法(7条)	—
酒母・もろみ製造業	酒税法(8条)	—
酒類販売業	酒税法(9条)	—
第1種高圧ガス製造業	高圧ガス保安法(5条)	—
液化石油ガス販売業	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	—
労働者派遣事業 注5	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)	3年 (更新時5年)
家畜商	家畜商法(3条)	—
浄化槽清掃業	浄化槽法(35条)	期限を付することができる (概ね2年)
興行場	興行場法(2条)	—
浴場業	公衆浴場法(2条)	—
測量業	測量法(55条)	5年
砂利採取業	砂利採取法(3条)	—
採石業	採石法(32条)	—
建築士事務所	建築士法(23条)	5年
電気工事業	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年
自動車特定整備事業	道路運送車両法(78条)	—
揮発油販売業	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	—
揮発油特定加工業	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	—
軽油特定加工業	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	—
住宅宿泊事業	住宅宿泊事業法(第3条)	—
接待飲食等営業	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(第3条)	—
遊技場営業	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(第3条)	—

注3 根拠法第39条に規定する「高度管理医療機器 特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うもの
注4 許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力および実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する場合の許可は7年
注5 平成27年9月30日時点で特定労働者派遣事業を行っている者は、施行日から3年間、本許可を受けずとも、引き続き同事業を行うことができる